

エル・サルヴァドル国際平和協力業務 実施要領の概要

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

- (1) エル・サルヴァドル共和国において、国連事務総長等が指図する地域
- (2) 平成6年3月11日から同年3月31日まで（同月20日に行われるエル・サルヴァドル共和国の大統領及び副大統領の選挙について再選挙が行われる場合にあっては、同年5月10日まで）の間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

大統領及び副大統領、中米議会議員、国会議員並びに市長等市議会構成員の選挙の公正な執行の監視（国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 原則

ア 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い、業務を実施

イ 事務総長等との緊密な連絡

(2) 具体的な業務内容

ア 各投票所等における監視

（ア）他の選挙監視要員とチームを組み、担当投票所における投票が自由かつ公正に行われるか否かについて監視する。この場合、投票の秘密保持に特に配慮する。

（イ）担当投票所における開票が公正に行われているか否かについて監視する。

（ウ）投票箱の運搬及び地区レベルでの集計作業を監視する。

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、ONUSALの選挙部門の指定する業務を実施する。

イ 住民の啓発

公正・自由・民主主義的な選挙の意義について、住民を啓発するよう努める。

ウ 報告書の作成及び提出

事務総長等に対し、投票が自由かつ公正に行われているか否か等について報告書

を作成し、提出する。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 公正・自由・民主主義的な選挙の意義を理解しており、その意義を説明することができる者であること。
- (2) 業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) 有効な自動車運転免許を有し、かつ、4輪駆動車の運転経験を有する者であること。
- (5) その他業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、以下に掲げる場合にその状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合
 - イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合
- (3) 業務の中断の際の報告
- (4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施要領の変更権限の一部委任

隊員は、必要な場合には、具体的な業務内容について、実施計画の変更を伴わない限度において、事務総長等による指図に適合するよう、実施要領を変更することができる。

(2) 実施計画の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(3) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け又は事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 必要に応じて、他のONUSAL要員又は在エル・サルヴァドル日本大使館の館員（エル・サルヴァドル現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努め、常に安全の確保に留意する。

(4) 業務を遂行できない場合の措置

病気又は事故の場合には、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡する。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について、本部長に随時報告する。

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) エル・サルヴァドル国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。